

臨時福祉給付金 (経済対策分)の 申請受付中



【申請書】

対象と思われる方のいる世帯の世帯主様宛に、「臨時福祉給付金の申請に伴う平成28年度町民税が課税されていないことのお知らせ」を同封し、3月3日(金)に発送しています。

【申請方法】

①郵送での申請…返信用封筒で郵送してください(申請書等に同封しています)。

世帯全員分の本人確認書類の写し(健康保険証・運転免許証など)、振込先金融機関口座通帳等の写しを必ず同封願います。

②窓口での申請…役場または各支所に提出してください。

世帯全員分の本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)、振込先金融機関口座通帳等(いずれも写し可)を提示願います。

※記入方法がわからない方や確認書類等のコピーが困難な方は、必要書類等を持参してください。

【申請受付期間】

3月6日(月)～6月6日(火) 原則3か月間

※配偶者からの暴力を理由に避難されている方などは、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金等の支給対象となる可能性があります。詳細は、お問い合わせください。

※申請内容に不明な点があった場合、八雲町から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。万一、不審な電話がかかってきた場合は、役場または警察にご連絡ください。

※詳細は、申請書などに同封する「お知らせ書類」によりご確認ください。また町ホームページにも掲載されています。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎0137-62-2112

後期高齢者医療制度の お知らせ



医療費通知を全受診者へ 送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を平成29年3月末に送付します。これまでは希望者のみへ送付していましたが、今年度から、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付するよう変更しています。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

注意事項

- ・確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。
- ・医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が未記載の場合があります。
- ・自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。
- ・このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていないだけで必要はありません。

【問い合わせ先】

北海道後期高齢者

医療広域連合

☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

函館市電・函館バスでポイントが貯まる!交通系ICカード(Kitacaなど全国相互利用サービス対応)市電にも、函バスにも、お買い物にも。～ICAS nimoca(イカすニモカ)～販売開始!

【販売場所】 事前：駒場乗車券販売所、函館バス各営業所、函館駅前バス案内所、丸井今井函館店
運用開始後：上記に加え、函館市電・函館バス車内で販売。

【発売日】 3月15日(水) ※事前販売は無記名式のみ 【運用開始日】 3月25日(土)

【注意】 「イカすカード」の使用期限は、平成32年3月31日まで

【問い合わせ先】 ○函館市電について：函館市企業局交通部 事業課

○函館バスについて：函館バス株式会社函館駅前バス案内所

○nimoca全般について：nimocaコールセンター

☎0138-52-1273

☎0138-22-8111

☎0570-092-111